

教育職員免許状

本学では教育職員免許法にもとづいて教職課程が設けられており、この課程で所定の単位を取得すると、以下に示す教育職員免許状（以下「教員免許」という）を取得することができます。

I. 共通事項

I-1

免許状の種類及び教科

本学で取得できる免許状の種類及び教科は次のとおりです。

学 部	学 科	免許状の種類	教 科	備 考
社会福祉学部	スポーツ健康福祉学科	中学校教諭1種免許状	保健体育	
		高等学校教諭1種免許状	保健体育	
	臨床福祉学科 臨床福祉専攻	高等学校教諭1種免許状	福祉	

I-2

教職課程で習得すべき 科目の種類及び最低単位数

教員免許を取得するには、大学卒業資格を取得するのに加えて、教職課程で、次の表に示す科目について指定された単位数以上の単位を修得しなければなりません。ただし、下記のうち、「教職に関する科目」については、本学では教育職員免許法に定められた単位数以上の単位数を必修として課しています。なお、大学卒業資格を取得するのに必要な単位数（「卒業単位」という）のうち、いくつかの科目の単位は教員免許取得のための単位としても利用できます。

免許状の種類	(A) 教科に関する科目	(B) 教職に関する科目	(C) 教科又は教職に関する科目	計
中学校教諭1種（保健体育）	20（必21+選20）	31（必35）	8	59（必56+C5）
高等学校教諭1種（保健体育）	20（必21+選20）	23（必31）	16	59（必52+C7）
高等学校教諭1種（福祉）	20（必42+選10）	23（必27）	16	59（必69）

（注1）数字は単位数を示す。（ ）なしの数字は免許法に定められた単位数、（ ）内の数字は本学で定める単位数を示す。

「必」は必修科目、「選」は選択科目、「計」欄の「C」は「(C)教科又は教職に関する科目」を示す。

（注2）中学1種（保健体育）と高校1種（保健体育）では、「教科に関する科目」は同じ内容であり、同じ単位をどちらの免許取得にも適用できる。

（注3）高校1種（保健体育）の「(B)教職に関する科目」23単位は、中学1種（保健体育）の「(B)教職に関する科目」31単位に含まれている（23単位はどちらの免許取得にも適用できる）。

（注4）教員免許法では、「(A)教科に関する科目」および「(B)教職に関する科目」のほか、「(C)教科又は教職に関する科目」として、中学1種は8単位、高校1種は16単位を修得するよう定められているが、保健体育の場合、本学では、(A)+(B)の合計として、中学1種で56単位、高校1種で52単位が必修として課されるので、免許法上の合計単位59単位との差（中学1種5単位、高校1種7単位）を、「(A)教科に関する科目」のなかの選択科目の単位数から、「(C)教科又は教職に関する科目」に算入すればよい。

（注5）高校1種（福祉）の場合、本学では、必修だけでも「(A)教科に関する科目」および「(B)教職に関する科目」の合計69単位が課され、免許法上の合計単位59単位を上回るため、「(C)教科又は教職に関する科目」の単位を別途、修得する必要はない。

I-3

その他の条件

教員免許を取得するには、以上のほか、「教育職員免許法施行規則第 66 条に定める科目」の単位を修得しなければなりません（詳細については、Ⅱ-4、Ⅲ-4 を参照）。さらに、中学校教員免許を取得するには、介護等体験の履修が必要です。

Ⅱ 中学校教諭 1 種免許状（保健体育）・高等学校教諭 1 種免許状（保健体育）

Ⅱ-1

教科に関する科目

中学校 1 種（保健体育）、高等学校 1 種（保健体育）の免許取得を希望する者は、「教科に関する科目」として次の表に示す授業科目の単位を修得しなければなりません（授業科目、単位数とも、中・高共通）。

免許法施行規則に定める科目区分等		本学における開講科目			
科目	単位数	授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
体育実技		健康スポーツ実習Ⅰ	2		
		スポーツ実習Ⅰ（器械体操）	1		
		スポーツ実習Ⅱ（屋外球技）	1		
		スポーツ実習Ⅲ（屋内球技）	1		
		スポーツ実習Ⅳ（陸上）	1		
		スポーツ実習Ⅴ（水泳）	1		
		スポーツ実習Ⅵ（ダンス）	1		
		スポーツ実習Ⅶ（柔道）	1		
		スポーツ実習Ⅷ（野外スポーツ実習）		1	
		レクリエーション実技		1	
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）		スポーツ原理		2	
		スポーツマネジメント		2	
		スポーツ心理学Ⅰ		2	
		スポーツ社会学		2	
		運動学	2		
		アダプテッドスポーツ論		2	
生理学（運動生理学を含む。）		生理学	2		
		発育発達と老化		2	
		運動生理学	2		
		体力学		2	
衛生学及び公衆衛生学		公衆衛生学	2		
		生活習慣病予防学		2	
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）		学校保健	2		
		スポーツファーストエイド	2		
		スポーツ医学Ⅰ		2	
合計	20	本学で修得すべき必修単位数	21		
		本学で修得可能な選択単位数		20	

Ⅱ-2

教職に関する科目（中・高保健体育）

中学校1種（保健体育）、高等学校1種（保健体育）の免許取得を希望する者は、「教職に関する科目」として次の表に示す授業科目の単位を修得しなければなりません（授業科目と単位数は、中・高で若干異なる）。

免許法施行規則に定める科目区分等			本学における開講科目			
科目	単位数		授業科目	単位数（必修）		備考
	中学校	高等学校		中学校	高等学校	
教職の意義等に関する科目	2	2	教職論	2	2	
教育の基礎理論に関する科目	6	6	教育原論	2	2	卒業単位に含む
			教育心理学	2	2	卒業単位に含む
			教育行政学	2	2	
教育課程及び指導法に関する科目	12	6	教育課程論	2	2	
			保健体育科教育法Ⅰ	4	4	
			保健体育科教育法Ⅱ	4	4	
			道德教育の指導法	2	-	
			特別活動の指導法	2	2	
			教育方法論	2	2	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	4	4	生徒・進路指導論	2	2	
			教育相談	2	2	卒業単位に含む
教育実習	5	3	教育実習指導	1	1	
			教育実習Ⅰ	2	2	
			教育実習Ⅱ	2	-	
教職実践演習	2	2	教職実践演習（中・高）	2	2	
合計	31	23	本学で修得すべき必修単位数	35	31	

（注1）「教育原論」「教育心理学」および「教育相談」の3科目は、卒業単位に含まれる。

（注2）中学1種の「修得すべき単位数合計」35単位のうち、「教員免許法施行規則」に定める最低単位数31単位との差、4単位は「教科又は教職に関する科目」の単位に算入することができる。

（注3）中学1種用の「保健体育科教育法Ⅰ」4単位、「道德教育の指導法」2単位、および「教育実習Ⅱ」2単位は、高校1種用の「教科又は教職に関する科目」の単位に算入することができる。

（注4）高校1種の「修得すべき単位数合計」27単位のうち、「教員免許法施行規則」に定める最低単位数23単位との差、4単位は「教科又は教職に関する科目」の単位に算入することができる。

（注5）中学1種免許の取得に要する教育実習の単位を修得するには、連続した3週間の実習として行われる「教育実習Ⅰ」および「教育実習Ⅱ」を履修しなければならない。高校1種免許の取得に要する教育実習の単位を修得するには、2週間の実習として行われる「教育実習Ⅰ」を履修しなければならない。

Ⅱ-3

教科又は教職に関する科目 (中・高保健体育)

教員免許を取得するには、以上に示した「教科に関する科目」および「教職に関する科目」のほか、「教科又は教職に関する科目」として、中学1種では8単位、高校1種では16単位を修得しなければなりません。この科目には、「教科に関する科目」および「教職に関する科目」のうち、免許種に応じて定められている最低修得単位数を超えた分を、算入します。

Ⅱ-4

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 (中・高保健体育)

中学校教諭1種または高等学校教諭1種の免許を取得するには、以上に示した「教科に関する科目」、「教職に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」のほか、「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める次の授業科目の単位を修得しなければなりません。

スポーツ健康福祉学科(平成28年度以降の入学生)

免許法施行規則に定める科目区分等		本学における開講科目		
教職科目	単位数	授業科目	単位数	備考
日本国憲法	2	日本国憲法	2	教免必修
体育	2	生涯スポーツ実習Ⅰ	1	教免必修
		生涯スポーツ実習Ⅱ	1	教免必修
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーション	2	教免必修
情報機器の操作	2	情報処理入門	2	何れか1科目修得
		情報処理演習	2	

Ⅱ-5

「教職実践演習」および「教職課程履修カルテ」 (中・高保健体育)

「教職に関する科目」のうち、「教職実践演習(中・高)」は、教職課程での学びの仕上げとして、4年次後期に開講されます。この科目は、教育実習を含め、4年時前期までに修得しておくべき授業科目の単位を一定程度、納めておかないと、履修することができません。あわせて、「教職課程履修カルテ」を作成しておくことが条件として求められます。「教職課程履修カルテ」は、2年次に配布し、記入の仕方について説明します。

Ⅱ-6

介護等体験の義務 (中学校保健体育)

中学校(および小学校*)の教員免許の取得を希望する者は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」によって、社会福祉施設や特別支援学校などで、最低7日間、介護等の体験を行うことが義務づけられています。介護等体験の詳細については、別途、説明します。

なお、介護等体験は2年次以後に履修できますが、1年次に開講される次の社会福祉関係科目の単位を修得しておかないと、履修することができません。

「社会福祉の基礎」「現代社会と福祉Ⅰ」「現代社会と福祉Ⅱ」「相談援助の基盤と専門職Ⅰ」
「相談援助の基盤と専門職Ⅱ」

* 中学校1種免許取得に必要な単位に加えて、本学の系列校である吉備国際大学の通信教育を受講して単位を修得し、2週間の小学校教育実習を履修すれば、小学校1種の免許を取得することができます。

Ⅲ. 高等学校1種（福祉）

Ⅲ-1

教科に関する科目（福祉）

高等学校1種（福祉）の免許取得を希望する者は、「教科に関する科目」として次の表に示す授業科目の単位を修得しなければなりません。

免許法施行規則に定める科目区分等		本学における開講科目			
科目	単位数	授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
社会福祉学（職業指導を含む。）		現代社会と福祉Ⅰ	2		
		現代社会と福祉Ⅱ	2		
高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉		高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅰ	2		
		高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅱ	2		
		児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	2		
		障害者に対する支援と障害者自立支援制度	2		
社会福祉援助技術		相談援助の基盤と専門職Ⅰ	2		
		相談援助の基盤と専門職Ⅱ	2		
		相談援助の理論と方法Ⅰ	2		
		相談援助の理論と方法Ⅱ	2		
		相談援助の理論と方法Ⅲ		2	
		相談援助の理論と方法Ⅳ		2	
		基礎カウンセリングⅠ		2	
		基礎カウンセリングⅡ		2	
		福祉カウンセリング		2	
介護理論及び介護技術		介護概論	2		
社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）		相談援助演習Ⅰ	1		
		相談援助演習Ⅱ	1		
		相談援助演習Ⅲ	1		
		相談援助演習Ⅳ	1		
		相談援助演習Ⅴ	1		
		相談援助実習指導Ⅰ	1		
		相談援助実習指導Ⅱ	1		
		相談援助実習指導Ⅲ	1		
		相談援助実習	4		
人体構造及び日常生活行動に関する理解		こころとからだのしくみⅠ	2		
加齢及び障害に関する理解		発達と老化の理解Ⅰ	2		
		認知症の理解Ⅰ	2		
		障害の理解	2		
合計	20	本学で修得すべき必修単位数	42		
		本学で修得可能な選択単位数		10	

(注)「本学で修得可能な単位数合計」52単位のうち、「教免必修科目の単位数合計」42単位を差し引いた残りの単位数は、「教科又は教職に関する科目」に算入することができる。

Ⅲ-2

教職に関する科目（福祉）

高等学校1種（福祉）の免許取得を希望する者は、「教職に関する科目」として次の表に示す授業科目の単位を修得しなければなりません。

免許法施行規則に定める科目区分等		本学における開講科目		
科目	単位数	授業科目	単位数 (必修)	備考
教職の意義等に関する科目	2	教職論	2	
教育の基礎理論に関する科目	6	教育原論	2	卒業単位に含む
		教育心理学	2	卒業単位に含む
		教育行政学	2	
教育課程及び指導法に関する科目	6	教育課程論	2	
		福祉科教育法	4	
		特別活動の指導法	2	
		教育方法論	2	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	4	生徒・進路指導論	2	
		教育相談	2	卒業単位に含む
教育実習	3	教育実習指導	1	
		教育実習 I	2	
教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2	
合計	23	本学で修得すべき必修単位	27	

(注1) 「教育原論」「教育心理学」および「教育相談」の3科目は、卒業単位に含まれる。

(注2) 「修得すべき最低単位数合計」27単位のうち、「教員免許法施行規則」に定める最低単位数23単位との差、4単位は「教科又は教職に関する科目」の単位に算入することができる。

Ⅲ-3

教科又は教職に関する科目（福祉）

教員免許を取得するには、以上に示した「教科に関する科目」および「教職に関する科目」のほか、「教科又は教職に関する科目」として、高校1種では16単位を修得しなければなりません。この科目には、「教科に関する科目」および「教職に関する科目」のうち、免許種に応じて定められている最低修得単位数を超えた分を、算入することができます。

Ⅲ-4

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（福祉）

中学校教諭 1 種または高等学校教諭 1 種の免許を取得するには、以上に示した「教科に関する科目」、「教職に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」のほか、「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6」に定める次の授業科目の単位を修得しなければなりません。

免許法施行規則に定める科目区分等		本学における開講科目		
教職科目	単位数	授業科目	単位数	備考
日本国憲法	2	日本国憲法	2	教免必修
体育	2	生涯スポーツ実習 I	1	教免必修
		生涯スポーツ実習 II	1	教免必修
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーション	2	教免必修
情報機器の操作	2	情報処理入門	2	いずれか 1 科目教免必修
		情報処理演習	2	

（注）上記の授業科目は、いずれも卒業所要単位に含まれる。

Ⅲ-5

「教職実践演習」および「教職課程履修カルテ」（高校）

「教職に関する科目」のうち、「教職実践演習（中・高）」は、教職課程での学びの仕上げとして、4 年次後期に開講されます。この科目は、教育実習を含め、4 年時前期までに修得しておくべき授業科目の単位を一定程度、納めておかないと、履修することができません。あわせて、「教職課程履修カルテ」を作成しておくことが条件として求められます。「教職課程履修カルテ」は、2 年次に配布し、記入の仕方について説明します。